

平成25年第1回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成25年3月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 閉 会	平成25年3月21日 午前9時 平成25年3月21日 午前9時40分			議長 武富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 成 彦	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	8 番	古 賀 成 彦	9 番	西 原 好 文	1 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	江 口 文 啓	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	西 村 英 樹	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川 久 保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	武 富 敏 博	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 管 理 者	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こ だ も 応 援 課 長	鶴 崎 智 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成25年3月21日

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第1号 江北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 江北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 江北町町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 江北町町営住宅等整備基準に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 江北町高齢者祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 白木パノラマ孔園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第11号 土地改良事業の事務の委託に関する協議について
- 日程第13 議案第12号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について
- 日程第14 議案第13号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第14号 平成24年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第15号 平成24年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第16号 平成24年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号 平成24年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第18号 平成25年度江北町一般会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第23 議案第22号 平成25年度江北町水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成25年度江北町下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第26 発議第1号 江北町議会基本条例の制定について
- 日程第27 発議第2号 江北町議会委員会条例の一部を改正する条例について

午前9時 開議

○武富 久議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年第1回江北町議会定例会会期14日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会議日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま発議第1号、発議第2号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、発議第1号、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

発議第1号、発議第2号を上程いたします。

職員をして朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

（朗読省略）

○武富 久議長

朗読が終わりましたので、発議第1号、発議第2号の趣旨説明を求めます。池田和幸君の御登壇を願います。

○池田和幸議員

おはようございます。

それでは、発議第1号 江北町議会基本条例の制定についての趣旨説明を申し上げます。

平成24年3月に江北町議会基本条例特別委員会を設置し、約1年間、9回の委員会を開催し、調査及び研修を行い、審議をしましてまいりました結果、条例制定に至りましたので、ここに提案理由を申し上げます。

地方自治法が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、行政機関等との持続的な保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、議会及び議員の基本事項を制定する必要があるため、ここに提案いたします。

続きまして、発議第2号 江北町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、江北町議会基本条例の制定に伴い、この条例第5条には、議会は本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする規定をしています。

これに伴い、江北町議会基本条例の第15条第1項の傍聴の取り扱いで、議員のほか委員長の許可が必要とする規定をなくし、必要があると認めるときは、委員長が傍聴人の数、その他必要な制限をすることができる規定に定めるために、江北町議会委員会条例の一部を改正することを提案するものであります。

以上、終わります。

○武富 久議長

発議第1号、発議第2号の趣旨説明が終わりました。

では、議事日程により、逐次、議案の審議に入ります。

日程第1 委員長報告

○武富 久議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期5日目に各委員会に付託しました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長古賀成君。

○古賀 成総務常任委員長

皆さんおはようございます。総務常任委員長報告をいたします。

今期3月議会定例会会期5日目の3月12日、私たち総務常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第1号 江北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第8号 江北町高齢者祝金支給条例の一部を改正する条例について、議案第12号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について、議案第13号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第7号）の歳入全部と歳出のうち、款2. 総務費のうち項1. 総務管理費、項4. 選挙費、款3. 民生費、款4. 衛生費のうち項1. 保健衛生費、款9. 消防費、款10. 教育費、款12. 公債費、議案第15号 平成24年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第26号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第8号）の歳入全部と歳出のうち款2. 総務費、款10. 教育費、以上の付託事件について、3月15日、18日、19日の3日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第8号については賛成多数で、その他の議案は全員賛成であり、よって、付託事件全て可決すべきものと決しました。

なお、19日には、児童館「うるる」と上小田地区地域振興による空き家、空き店舗等を活用した触れ合い交流の場所について視察研修を行いました。

各関係職員の詳細なる説明を求めましたが、一部問題点もありました。

児童館「うるる」については、鶴崎こども応援課長を中心に職員一同頑張っておられました。

児童館を核とした子供の遊びや保護者が自由に触れ合う場所として、児童の健全育成、資質の向上及び家庭生活の安定に資するものだと確認いたしました。

なお、建築落成した直後に増築工事、改良工事等が施されており、設計時に組み入れられておればと思う。各部屋についても非常に窮屈であるが、職員の努力、創意工夫でうまく利用されておりました。現場職員と担当課の意思の疎通が悪かったやに聞くとあります。今後、横の連絡を密にしていきたい。

なお、何カ所かひび割れが発生し、地盤沈下によると思われる雨どいのひび割れもあった。しかし、4月に手直し工事が予定されているとのことで安心したところであります。要は中身であり、いかに運営するかである。今後、見守りたい。

上小田地区地域振興による空き家、空き店舗等を活用した触れ合い交流の場所については、今のところ高齢者サロン、放課後児童塾等計画されているが、しっかりした地域の方の協力が必要と思う。

また、駐車場がないのが心配である。予算の有効なる執行を望むところであるが、大変で

しょうが、担当者の頑張りを期待したい。

以上、委員長報告を終わります。

○武富 久議長

次に、産業常任委員長池田和幸君。

○池田和幸産業常任委員長

委員長報告を行います。

今期3月議会定例会会期5日目の3月12日、私たち産業常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

議案第2号 江北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第3号 江北町町道の構造の技術的基準及び町道の設ける案内標識の寸法を定める条例の制定について、議案第4号 江北町町営住宅整備基準に関する条例の制定について、議案第5号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第7号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第9号 白木パノラマ孔園の指定管理者の指定について、議案第10号 町道路線の認定について、議案第11号 土地改良事業の事務の委託に関する協議について、議案第13号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第7号）歳出のうち、款4. 衛生費のうち項1. 保健衛生費、項2. 清掃費、款6. 農林水産業費、款7. 商工費、款8. 土木費、款11. 災害復旧費、議案第14号 平成24年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 平成24年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 平成24年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第26号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第8号）歳出のうち、款6. 農林水産業費、款8. 土木費、以上の付託事件について、3月15日、18日、19日の3日間にわたり、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく全員賛成で可決するべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○武富 久議長

続きまして、予算特別委員長古賀成君。

○古賀 成予算特別委員長

それでは、予算特別委員長報告をいたします。

今期3月議会定例会会期5日目の3月12日、私たち予算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第18号 平成25年度江北町一般会計予算、議案第19号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算、議案第20号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計予算、議案第21号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 平成25年度江北町水道事業特別会計予算、議案第23号 平成25年度江北町下水道事業特別会計予算、以上の付託事件について、3月13日、14日の2日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第22号については賛成多数で、その他の議案は全員賛成であり、よって、付託事件全て可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○武富 久議長

各委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

では、本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

日程第2 議案第1号

○武富 久議長

日程第2. 議案第1号 江北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第1号 江北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第2号

○武富 久議長

日程第3. 議案第2号 江北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第2号 江北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第3号

○武富 久議長

日程第4. 議案第3号 江北町町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第3号 江北町町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第4号

○武富 久議長

日程第5. 議案第4号 江北町町営住宅等整備基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第4号 江北町町営住宅等整備基準に関する条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第6 議案第5号

○武富 久議長

日程第6. 議案第5号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第5号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第7 議案第6号

○武富 久議長

日程第7. 議案第6号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第6号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第8 議案第7号

○武富 久議長

日程第8. 議案第7号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第7号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第9 議案第8号

○武富 久議長

日程第9. 議案第8号 江北町高齢者祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

高齢者祝い金の改定案に反対の意見を述べます。

今回の改定案は祝い金を、88歳米寿6万円を1万円切り下げて5万円に、99歳白寿7万円を2万円引き下げて5万円に、101歳以上を新たに設けて10万円だったのを半分の5万円に大幅に引き下げるもので、長生き、長寿を祝う気持ちを損なうものです。

高齢者祝い金は、年齢を重ねる、節目、節目に祝い、長寿者を敬うもので、古来からのならわしとして、高齢者を励ましてきました。

後期高齢者医療制度などに見られるように、高齢者を疎ましく扱う風潮が生まれ、町の高齢者祝い金は、平成16年6月の条例改定で70歳古希を、平成18年4月には90歳卒寿を対象から外しました。

この経過を見れば明らかなように、高齢者を祝う気持ち、長寿者を祝う気持ちが後退していると指摘せざるを得ません。

今回は、削減した祝い金100万円余りを、70歳以上の高齢者肺炎球菌予防接種助成の一部に充てるというものですが、そもそも趣旨が違うものを同じように扱うなど道理がありません。

また、祝い金を削減しなくても、肺炎球菌の予防接種は、町の財政状況から見ても実現できることです。

以上の理由で、高齢者祝い金削減を中止するよう求めます。

以上です。

○武富 久議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。9番西原君。

○西原好文議員

それでは、江北町高齢者祝金支給条例の一部を改正する条例についての賛成意見を述べさ

せていただきます。

町長の趣旨説明にもありましたが、我が町においても高齢化が進む中で、後期高齢者医療、介護保険給付等に対する町の負担は年々増加しており、今後ますます高齢者の福祉や保健に係る財政需要は増大していきます。

福祉を初め多くの施策を実施していく必要がある中、限られた財源の中からそれぞれ財源を確保する必要があります。

今回変更する祝い金は、88歳、99歳、101歳の方について一律5万円とするもので、100歳までの祝い金の合計額は、県内平均の2.1倍の額であり、県内では2番目であります。

なお、今回削減された財源については、高齢者の死亡原因の上位である肺炎予防のための肺炎球菌ワクチン接種費用の助成財源の一部とされており、70歳以上の全ての高齢者の方が恩恵を受けるようになっております。

ちなみに、肺炎球菌ワクチン接種費用の助成については、他市町の実施状況は8市町で2千円から4千円で、我が町については5千円の助成を計画されており、県内でも最高額の助成を行う予定とされております。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第8号 江北町高齢者祝金支給条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第10 議案第9号

○武富 久議長

日程第10. 議案第9号 白木パノラマ孔園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第9号 白木パノラマ孔園の指定管理者の指定については、原案どおり可決と決しました。

日程第11 議案第10号

○武富 久議長

日程第11. 議案第10号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第10号 町道路線の認定については、原案どおり可決と決しました。

日程第12 議案第11号

○武富 久議長

日程第12. 議案第11号 土地改良事業の事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第11号 土地改良事業の事務の委託に関する協議については、原案どおり可決と決しました。

日程第13 議案第12号

○武富 久議長

日程第13. 議案第12号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第12号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議については、原案どおり可決と決しました。

日程第14 議案第13号

○武富 久議長

日程第14. 議案第13号 平成24年度江北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第13号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第7号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第15 議案第14号

○武富 久議長

日程第15. 議案第14号 平成24年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第14号 平成24年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第16 議案第15号

○武富 久議長

日程第16. 議案第15号 平成24年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第15号 平成24年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第17 議案第16号

○武富 久議長

日程第17. 議案第16号 平成24年度江北町水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第16号 平成24年度江北町水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第18 議案第17号

○武富 久議長

日程第18. 議案第17号 平成24年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第17号 平成24年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第19 議案第18号

○武富 久議長

日程第19. 議案第18号 平成25年度江北町一般会計予算を議題といたします。

本案に対する特別委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第18号 平成25年度江北町一般会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第20 議案第19号

○武富 久議長

日程第20. 議案第19号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する特別委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第19号 平成25年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第21 議案第20号

○武富 久議長

日程第21. 議案第20号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する特別委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第20号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第22 議案第21号

○武富 久議長

日程第22. 議案第21号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に対する特別委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第21号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第23 議案第22号

○武富 久議長

日程第23. 議案第22号 平成25年度江北町水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する特別委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第22号 平成25年度江北町水道事業特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第24 議案第23号

○武富 久議長

日程第24. 議案第23号 平成25年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する特別委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第23号 平成25年度江北町下水道事業特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第25 議案第26号

○武富 久議長

日程第25. 議案第26号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第26号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第8号）は、原案どおり可決と決しました。

日程第26 発議第1号

○武富 久議長

日程第26. 発議第1号 江北町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、発議第1号 江北町議会基本条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第27 発議第2号

○武富 久議長

日程第27. 発議第2号 江北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、発議第2号 江北町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

皆さんに報告いたします。陳情書等が提出されております。内容につきましては、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

これをもって、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成25年第1回江北町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、平成25年第1回江北町議会定例会を閉会いたします。

午前9時40分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年 3 月21日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書 記